

日本皮膚科学会福岡地方会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「日本皮膚科学会福岡地方会」と称する。

(目的)

第2条 本会は日本皮膚科学会、同西部支部における福岡地方会として皮膚科学の進歩、普及を期するとともに、会員相互の学識技能の向上、親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学術集会の開催
- 2 学術集会抄録の発行
- 3 その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は株式会社ジーノス コンベンションサービスに委託する。

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は次の通りとする。

- 1 正会員 日本皮膚科学会会員であって、その主たる職場または住居が福岡県であるもの。
- 2 準会員 日本皮膚科学会会員であって、その主たる職場または住居が福岡県外であるもの、および日本皮膚科学会会員以外の個人または法人で、本会の目的に賛同するもの。

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、**現会員1名からの推薦(書式は自由)**を以て、会長の承認を受け、年会費を納めねばならない。

(会費)

第7条 会費は年額3,000円とする。

ただし、満75歳に達した会員は翌年度より会費を免除する。

(会費納入、不返還)

第8条 会員はそれぞれ定めるところの会費を納入しなければならない。既納の会費はこれを返還しない。

(会員の退会)

第9条 会員が以下の各項に該当したときは、本会の会員資格を喪失する。

- 1 退会の通知を会に届け出たとき。
- 2 5年以上会費を滞納し、督促に応じないとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 本会の名誉を著しく傷つけ、総会により除名決議がなされたとき。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長1名
- 2 運営委員3名
- 3 監事2名

(会長の職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(会長)

第12条 会長は、県内4大学の皮膚科教室の主任教授で持ち回り制とする。任期は4年とし、再任を妨げない。

(運営委員の職務)

第13条 運営委員は会長と運営委員会を構成し、会長を補佐し、会の円滑な運営を図る。また、会長不在の場合、その内1名がこれに代る。

(監事の職務)

第14条 監事は経理の監査を行い、その結果を総会に報告する。

(運営委員、監事の選任)

第15条 運営委員、監事は正会員のうち西部支部選出地方委員、評議員、および県内4大学の在局者より会長がこれを委嘱し、総会で報告する。任期は4年とし、再任を妨げない。

第4章 総会

(総会)

第16条 定例総会は毎年1回会長がこれを招集する。

第17条 会長および運営委員会が必要と認めた場合は、臨時総会を招集することができる。

(総会の招集)

第18条 総会の招集は、少なくとも10日以前に会長が日時および場所などを記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議事)

第19条 次の事項は総会に提出してその承諾を受けねばならない。

- 1 事業計画および収支予算についての事項
- 2 事業報告および収支決算についての事項
- 3 会則の変更に関する事項
- 4 その他運営委員が必要と認めた事項

なお、緊急に変更が必要な場合には県内4大学の代表者による協議によって総会に提出する前に変更する事ができる。この場合は次回開催の総会にて報告し、承認を受ける。

(総会の成立)

第20条 総会は正会員を持って構成され、正会員現在数の3分の1以上の出席で成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は出席会員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは議長が決する。

(表決の委任)

第 22 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができ、これを出席者とみなす。

(議決の報告)

第 23 条 会長は総会で議決した事項を会員に通知する。

(会議参加の制限)

第 24 条 準会員は、議事に参加すること、および表決に加わることができない。

第 5 章 学 術 集 会

(日本皮膚科学会福岡地方会学術集会)

第 25 条 本会の主催する学術集会は、これを日本皮膚科学会福岡地方会学術集会(略称:福岡地方会)と称する。

(開催)

第 26 条 日本皮膚科学会福岡地方会学術集会は原則として毎年 4 回、各々県内 4 大学の皮膚科教室の管轄のもとに開催される。開催日と担当大学は原則として 3 月(福岡大学)、7 月(久留米大学)、9 月(産業医科大学)、11 月(九州大学)とする。

(記録)

第 27 条 学術集会での発表は、その抄録を「西日本皮膚科」誌に掲載する。

第 6 章 資 産

(資産)

第 28 条 本会の資産は、つぎのとおりとする。

- 1 会費
- 2 寄付金
- 3 前項 1、2 より得られる利子ならびにその他の収入

(経費)

第 29 条 本会の事業遂行に要する経費は、資産をもってこれに当てる。学術集会の参加費は各主催者で別途徴収する。

(予算、決算)

第 30 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算、事業報告および収支決算は、監事の監査を経て総会に報告され、その承認をえねばならない。

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より 3 月 31 日とする。

(会費の免除)

第 32 条 満 75 歳に達した翌年度より会費を納めることを要しない。

第7章 会則の変更

第33条 本会則の変更は総会の議決をえねばならない。

附 則

本会則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、平成22年7月11日より一部改正する。

附 則

本会則は、平成26年10月1日より一部改正する。

附 則

本会則は、令和4年10月1日より一部改正する。

附 則

本会則は、令和6年7月22日より一部改正する。